

●香川県公告第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年二月八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第四百六十九号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

小豆島ショッピングセンター 小豆郡土庄町湊崎一四四七番一ほか

三 法第八条第一項の規定により土庄町から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

1 意見書を提出した者

土庄町商工会

2 意見の概要

一 当該出店計画地までの道路事情として、小豆島の東西南北からの来店経路が何れも幅員が狭く、現状においても交通渋滞、安全面に大きな問題を抱えており、特に流入の多い商店街からの拡幅が困難な状況の中で、出店後の交通問題を予想した場合、大変憂慮している。

二 本年四月には、小学校再編問題の中で、既に大部小学校、大銀小学校が隣接する湊崎小学校に統合することが決定しており、交通問題とともに騒音問題も憂慮している。

三 地域街中の景観、調和バランスから、敷地外壁構造など全体的観点、当該建物の色彩、隣接する既設街路灯の対応等について、事前に十分関係者と協議を希望するとともに、地域に緑を多く残す配慮を希望する。

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び土庄町商工観光課

2 縦覧期間

平成十七年二月八日（火曜日）から同年三月八日（火曜日）まで